

開発許可手数料 (手数料は現金による)

(平成13年5月18日改正)

申請内容		手数料				
1	法第29条第1項の開発行為の許可申請に対する審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の規模(ha)	自己の居住用	自己の業務用	その他
			0.1未満	8,600円	13,000円	86,000円
			0.1以上0.3未満	22,000円	30,000円	130,000円
			0.3以上0.6未満	43,000円	65,000円	190,000円
			0.6以上1.0未満	86,000円	120,000円	260,000円
			1.0以上3.0未満	130,000円	200,000円	390,000円
			3.0以上6.0未満	170,000円	270,000円	510,000円
			6.0以上10.0未満	220,000円	340,000円	660,000円
			10.0以上	300,000円	480,000円	870,000円
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請に対する審査	開発行為の変更許可申請手数料	(1) 既に許可を受けた区域に変更なく、設計の変更を行うとき	前号規定額×1/10		
			(2) 区域の増を伴い、かつ設計の変更を行う場合((3)の場合を除く)	(変更前の区域面積に応じる前号規定額×1/10) +(増面積に応じる前号規定額) 合計が87万円を超えるときは87万円とする		
			(3) 区域の増に伴い、設計の変更があるが、変更の理由が新たな土地の編入に起因するもの	増面積に応じる前号規定額		
			(4) 区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき	縮小後の面積に応じる 前号規定額×1/10		
			(5) その他の変更	10,000円		
3	法第41条第2項ただし書きの許可申請審査	調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	46,000円			
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請審査	予定建築物以外の建築物許可申請手数料	26,000円			
5	法第43条の建築等の許可申請の審査	市街化調整区域内における建築許可申請手数料	敷地規模ha			
			0.1未満	6,900円		
			0.1以上0.3未満	18,000円		
			0.3以上0.6未満	39,000円		
			0.6以上1.0未満	69,000円		
			1.0以上	97,000円		
6	法第45条の地位の承継の承認申請の審査	地位継承の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為により区分	自己の居住用又は1ha未満の自己業務用	1ha以上の自己の業務用	その他
				1,700円	2,700円	17,000円
7	法第47条の登録等の写しの交付	開発登録簿の写し交付手数料	用紙1枚 470円			